

綴 書 情 陳

(陳情第 1 号～第 15 号)

平成 31 年第 1 回 市議会委員会審査分

会 議 市 堺

目 次

陳情第	1 号	日米地位協定について……………	1
陳情第	2 号	最低賃金の引き上げ等について……………	3
陳情第	3 号	バス運転手の雇用環境について……………	5
陳情第	4 号	行政にかかる諸問題についてのうち第 1 ～ 6 項……………	7
陳情第	5 号	放課後施策についてのうち第 1 項……………	13

(議会運営委員会)

陳情第	4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	6 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17

(総務財政委員会)

陳情第	4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	6 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17
陳情第	7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第	8 号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分……………	23

(市民人権委員会)

陳情第	4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	6 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17
陳情第	7 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21

(健康福祉委員会)

陳情第	4 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	6 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17
陳情第	9 号	受動喫煙防止条例の制定について……………	27
陳情第	10 号	国民健康保険制度について……………	31

(産業環境委員会)

陳情第	6 号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17
-----	-----	------------------------------	----

(建設委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17
陳情第	8号	近畿大学医学部附属病院についてのうち本委員会所管分……………	23
陳情第	11号	天神公園について……………	33
陳情第	12号	駅利用者の安全対策について……………	35

(文教委員会)

陳情第	4号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	7
陳情第	5号	放課後施策についてのうち本委員会所管分……………	13
陳情第	6号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	17
陳情第	7号	行政にかかる諸問題についてのうち本委員会所管分……………	21
陳情第	13号	教育環境の整備について……………	37
陳情第	14号	放課後施策について……………	39
陳情第	15号	放課後施策について……………	43

日米地位協定について

陳 情 者 豊能郡能勢町
日米地位協定を見直す会
共同代表 難 波 希美子

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める

陳情の内容

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだのにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めています。この事でも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方（補足版）第二条1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている…わが国が米軍の提供を要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地が出来る可能性がある事になっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回に渡り「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言を発表しました。

この提言が、実現できるように、貴議会が国に意見書を提出してもらいたく考えます。

<陳情事項>

堺市議会は、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨を支持し、国に意見書を提出する事を求める。

受理年月日 平成31年1月21日

最低賃金の引き上げ等について

陳 情 者 堺市堺区

大阪労連堺労働組合総連合

議長 山 道 崇 之

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情の内容

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。

2018年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で時給985円、大阪府では936円、最も低い地方は761円です。毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で224円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因になっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」として、最低賃金の引き上げをすすめています。しかし年3%の引上げでは「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした2010年の「雇用戦略対話」での政労使三者合意を先延ばしするだけです。いますぐ政治的決断で、1,000円以上に引き上げるべきです。

あわせて、中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立からみても、最低賃金を最低限の生活を保障する水準に引き上げ、地域間格差を解消し、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

現行憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護水準を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域間格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して意見書を提出するよう陳情します。

受理年月日 平成31年1月23日

バス運転手の雇用環境について

陳 情 者 大阪市北区

全日本建設交運一般労働組合大阪合同支部

執行委員長 阪 口 昇 治

バス運転手らの低賃金・長時間労働を是正し、健康と輸送の安全を確保するための
意見書採択を求める陳情書

陳情の内容

日頃、地域住民の暮らしや福祉の向上、安心・安全な街づくりのために、ご尽力いただいていることに対し、心から感謝申し上げます。また、私たちの要求・運動に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知の通りバス事業は、公共交通機関であり、とりわけ「地域住民の足」（移動手段）として重要な役割を担っています。とくに高齢化社会と言われる今日、社会的弱者の身近な移動手段として、その役割がますます重要なものになっています。そしてそのバス事業での最大の使命が乗客の安心・安全を確保することにあります。

ところが近年では、バス運転手の長時間・過労運転や健康問題に起因する死亡・重大事故が多発し、社会問題になっています。昨年の10月28日、横浜市で路線バスが前の車に追突し、乗客1名が死亡する重大事故がおきました。また、3年前の1月15日、長野県軽井沢でスキーツアーバスが転落し、15名が亡くなるという重大事故は、社会に大きな衝撃を与えました。

こうした重大事故の背景には、政府がすすめてきた市場経済主義にもとづく、規制緩和政策があることです。規制緩和は、コストと効率化の名のもとに、企業間競争を激化させ、そこで働く運転手の雇用や賃金・労働条件を際限なく切り下げてきました。この結果、長時間・過密労働、過労運転が常態化するだけでなく、法違反も顕在化し、バス運転手の生活や健康を破壊していることです。加えて、バス運転手のなり手がなく、慢性的な運転手不足、運転手の高齢化が急速にすすんでいることも見逃すことができない問題であります。

つきましては、公共交通機関であるバス事業に従事している運転手らの低賃金・長時間労働、過

労運転をなくし、バス輸送の安全と乗客の安心・安全を確保するため、意見書を採択していただくことを陳情するものです。

受理年月日 平成31年1月25日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市北区

新日本婦人の会 堺支部

代表 高 宮 洋 子

長川堂 いく子

畠 山 久 子

滝 口 和 美

陳情の内容

私たち新日本婦人の会は、子育て世代から高齢者世代までの各世代の会員が、平和、暮らし、子育て、老後の問題など、女性ならではの様々な問題についての願いや要求を取りあげ、日常的に草の根からの運動を進めています。とりわけ、もっとも身近な市政に対しては、政令市の権限と財源を大いに活かし、誰もが安心して暮らせる格差のない堺市であってほしいと切実に願っております。また前回の議会におかれまして、「国と沖縄県との誠実な対話を求める意見書」の採択は先進的な姿勢で、市民に勇気を与えています。

さらに度重なる災害にみまわれた日本においては、市民の命と暮らしに直結する行政として災害対策を優先に、国に要求すべきは要求し、堺市としても地方自治体の役割をいかに発揮されますことを強く願い、政令市「堺」の市政が真に市民のための自治体として、「自治体と市民の繋ぎの強化」「安心・安全の街づくり」「福祉の充実」「子どもの笑顔あふれる町づくり」の実現を願って、ここに陳情いたします。

<陳情事項>

1. 日本は度重なる災害（大阪北部地震・西日本豪雨災害など）で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を議会として引き続き国に要望してください。
2. 大阪府に対して国保料金の統一化に反対する意見書を議会としても上げ続けてください。

3. 「消費税10%への引き上げの中止を求める意見書」は前回の議会で否決されました。地方消費税が堺市の貴重な財源になるとはいえ、消費税が8%に引き上げられた2014年以降、家計の消費支出は落ち込んだままです。10%への引き上げは見直すべきです。これ以上の引き上げは住民の暮らしを圧迫し暮らしが立ちいかなくなります。議会としても国に意見書をあげてください。
4. 今大阪府はIR型（統合リゾート施設）カジノ誘致に必死です。賭博であるカジノは庶民を食い物にして、儲けを米カジノ資本へ注ぐものです。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大変危惧されます。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。隣接する堺市としてもギャンブル関連の業者や民泊が増え、まちの形が変わるなど生活の環境が壊されることが懸念されます。大阪府・市にカジノ誘致をやめるよう議会として要望してください。
5. 核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核禁止条約を批准するよう、議会としても意見書をあげてください。
6. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行っています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすすまないように議会としても国に対して意見書をあげてください。

議会運営委員会審査分

7. 政令市界におきまして、議会の動き、議論すべき問題点をもっと市民にわかりやすく知らせるためにも「議会だより」を発行してください。市民の陳情や声も知らせ、議会での様子をわかりやすく、また市民参加がしやすい自治体になるようにしてください。議事録に基づき、提案・議論、各会派や議員の賛否なども知らせてください。

総務財政委員会審査分

8. 都市内分権をすすめていくために、市・区民の声を聞き、市や議会とともに市政を考える仕組みが必要です。他市の事例も参考にして、堺市も住民自治が活かせる「住民自治基本条例」の制定に向けて堺市から提案し、早急に制定してください。
9. 今大阪府はIR型（統合リゾート施設）カジノ誘致に必死です。賭博であるカジノは庶民を食い物にして、儲けを米カジノ資本へ注ぐものです。カジノを「観光戦略」「成長戦略」というのは大変危惧されます。その上、脆弱な地盤の上に立つカジノは集客にも適しません。隣接する堺市としてもギャンブル関連の業者や民泊が増え、まちの形が変わるなど生活の環境が壊

されることが懸念されます。大阪府・市にカジノ誘致をやめるよう堺市として要望してください。

10. 公的な施設や区役所等の窓口業務は指定管理者制度や事業委託でなく、行政の責任において行って下さい。真に市民視点に立って進めて下さい。特に市職員は正規の職員を増やし、自治体の責任において職員が経験やスキルを伴ったやりがいのある仕事として、またゆとりを持って市民に接し、市民が何でも相談できるようにしてください。
11. 「消費税10%への引き上げの中止を求める意見書」は前回の議会で否決されました。地方消費税が堺市の貴重な財源になるとはいえ、消費税が8%に引き上げられた2014年以降、家計の消費支出は落ち込んだままです。10%への引き上げは見直すべきです。これ以上の引き上げは住民の暮らしを圧迫し暮らしが立ちいかなくなります。市として国に意見書をあげてください。

市民人権委員会審査分

12. 日本は度重なる災害（大阪北部地震・西日本豪雨災害など）で多くの犠牲者や多大な被害が出ています。国の予算は最優先で被災者への援助、被災地域の復旧・復興に使い、防災や調査・研究費・専門家の配置などを予算化するよう国への提案・要望を市として引き続き国に要望してください。また堺市においても市独自の制度を設けて防災に対する予算や人員を増やしてください。
13. 区民ボード（区民評議会）はより市民の声が区政に反映でき、未来の堺市を見通して住み続けたい堺市を地域で議論されている場であると期待しています。会議での討議内容や会議日程が市民に分かりやすく、参加しやすくなるよう広報に努めてください。
14. 各区の区役所に行く時交通の不便なところの人が、身近な行政サービスが受けることができるよう出張所を出来る所から作ってください。
15. 核兵器を世界中からなくし、戦争に加担することのない日本であるよう、「非核都市宣言」をした堺市として、政府や世界にむけて「非核の政府を」と発信し、また国に対して国連の核禁止条約を批准するよう、堺市として意見書をあげて下さい。また被爆国である日本の被爆の実相を国内外の人にも知らせてください。
16. 私たちは憲法9条を守り、活かすための草の根の取り組みを日常的に行っています。今安倍政権は与党の力で強引に9条を骨抜きにする条文として憲法に自衛隊を書き込もうとしています。日本が戦争する国にならないよう「憲法9条」を堅持する立場を示してください。改憲への道にすまないように市として国に対して意見書をあげてください。

健康福祉委員会審査分

17. 大阪府に対して国保料金の統一化に反対する意見書を市としても上げ続けてください。また堺市において基金からの繰り入れなどで引き続き保険料を下げてください。又、激変緩和措置は最大6年間だけではなく、予算を投入して継続してください。
18. がんの無料検診により受診率も向上していると聞いています。がんの無料検診を2年間だけではなく引き続き延長してください。
19. 女性の貧困、シングルマザー及び年金の一人暮らしの女性に対しての就労支援の回答をいただきました。年金の一人暮らしの女性に対して住宅支援、介護支援など暮らしにかかわる支援策を講じてください。
20. 国の10月から予定の教育・保育の無償化の動きもあり、保育ニーズは益々高まると予想された回答のように、待機児対策が急がれます。堺市において待機児がでないよう認可保育園を増やしてください。必要な人数の保育士を確保し、保育士が安心して働き続けられるよう処遇改善をしてください。公立認定こども園は民営化せず、公立で運営してください。
21. 働く女性にとって、子どものいのちの安全と健やかな発達を保障するための保育施設については強い関心をもっています。堺市では公立保育所はすべて幼保連携型認定こども園に移行されたうえで、民営化がすすめられています。市の責任の元で就学前の子どもたちが過ごすあらゆる施設で命を守り、安心・安全な保育環境が担保されるようにしてください。
保育士不足の現状があると思われます。保育士が公立・民間を問わず、常勤職員として安心して働き続けられるように身分の保障と待遇の改善を図ってください。

建設委員会審査分

22. 広い堺市において、堺市の交通の便が悪く、区役所や病院に行く、また買い物など日常生活において移動が不便です。今まちづくりの視点での交通網が課題になっています。堺の中で移動しやすく用事が果たせる交通網の充実、利便性のあるバス路線の本数を増やすなど公共交通を補完するものを考えてください。
23. 自転車のまち堺として、自転車道の整備が進められています。しかし狭い道路でラインを引いた所では通行が危険です。とくに310号線東区地域、鳳地域など自転車に乗っている時、整備されていない道路では、横を車が通ると風圧でよろけそうになり怖い思いをすることがあります。住宅開発に伴って道路の拡幅を義務づけるなど安全に通行できるようにしてください。
24. 堺市の水道事業については民営化でなく、検針・料金徴収業務も含み堺市の責任で運営してください。

文教委員会審査分

25. 憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づき、子どもの健やかな成長を保障する教育を、

将来を担う子どもたちが生き生きと成長できるように子ども施策を充実させて下さい。

- (1) 今の暮らしの実態調査において食事が十分取れていない子どもたちがたくさんいることが明らかになっています。成長期の子どもたちにとって豊かな食はとても大切です。中学校でも小学校と同じように、自校方式で温かい栄養バランスのとれた美味しい給食、全員喫食を基本とした給食を早期に実現する努力をしてください。また、中学校給食を早急に就学援助の対象にしてください。
- (2) のびのびルーム（放課後児童対策事業）は、プロポーザル方式で運営事業者を選定するのはやめて、堺市の責任で運営してください。常勤で指導員を雇用し、40人ごとに専任で複数配置してください。子どもたちが安全に楽しく過ごせ、保護者が安心して預けられるように予算を増やしてください。
- (3) 生徒ひとりひとりに行き届いた教育ができるよう、中学校3年生までの学級定数を35人にしてください。道徳・英語の教科化に伴い、授業時数が増え、教師の長時間労働を変えるためにも正規の教師を増やす努力をして下さい。
- (4) 大阪府が行っている中学校のチャレンジテストは、問題の多いテストだと考えています。たった一回のテストで、生徒の日頃のがんばり、教師たちのノートチェックや小テストチェックがひっくり返されるという声が多数聞かれます。チャレンジテストの結果で中学校が格差づけされ、高校入試が不公平になります。学校教育を大きく歪め、高校入試の内申に使うチャレンジテストに堺市は参加しないでください。大阪府に対して廃止するよう要望してください。
- (5) 堺高校において台風の被害による体育館の屋根の落下があり、子どもたちの命を預かる学校施設の安全性が問われています。全ての学校・保育施設の安全点検を早急に行ってください。

受理年月日 平成31年1月28日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区
堺学童保育連絡協議会
会長 藤 田 実乃理
堺市東区
津 森 和 美

陳情の内容

平素は堺市の放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業）にご尽力頂き、御礼申し上げます。

学童保育事業は働く保護者にとってなくてはならないだけでなく、子ども達自身の発達・成長にとって決定的に重要です。にもかかわらず学童保育事業では課題が山積しています。

指導員配置基準の堅持について

現在の指導員配置基準は長年、保護者・指導員をはじめとした学童保育関係者が求め続けたものであり、子どもの命と安全をまもるための「最低基準」です。指導員不足の解消は、処遇改善によって行われるべきで、基準の引き下げは事業の後退・子どもの命と安全を直接脅かすものとなるため、絶対に許されるものではありません。基準の引き下げによって、より多くの子ども達をより少ない人数で保育することを求められるようになれば、指導員不足の解消どころか辞めてしまう指導員が増え、逆効果になるでしょう。

前回陳述において、国や関係機関に対し、堺市議会から指導員配置基準の堅持を求める意見書を提出していただくよう要望いたしましたが、実現いたしませんでした。しかしながら、全国各地で指導員配置基準の堅持を求める動きが一層広まっています。私たちが把握している意見書の提出自治体について以下に示します。

（県別に北から）

- ・北海道議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」（2018年12月13日）
- ・岩手県議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」（2018年10月1日）
- ・栃木県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」（2018年12月17日）

- ・埼玉県議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」（2018年7月6日）
- ・滋賀県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」（2018年12月21日）
- ・福岡県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」（2018年9月27日）
（市町村別に北から）
- ・札幌市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」（2018年10月31日）
- ・岩手県北上市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」（2018年12月20日）
- ・岩手県滝沢市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」（2018年12月21日）
- ・山形県天童市議会「放課後児童クラブ職員配置基準等の堅持を求める意見書」（2018年12月21日）
- ・埼玉県東松山市議会「放課後児童クラブの職員配置等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」（2018年9月25日）
- ・埼玉県川越市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」（2018年12月21日）
- ・東京都西東京市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」（2018年12月5日）
- ・東京都武蔵野市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」（2018年12月18日）
- ・枚方市議会「学童保育における指導員配置基準の堅持等を求める意見書」（2018年12月25日）
- ・福岡県北九州市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」（2018年12月12日）

これらの現状を踏まえ、堺市議会からも国や関係機関に対し指導員配置基準の堅持を求める意見書を提出いただきますよう再度お願いいたします。

また、本来、学童保育に係る指導員配置基準は国がいわゆるナショナルミニマムとしてその最低基準を定め、適切に財政措置を行うべきものですが、たとえこれが「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更されたとしても、堺市は現行の基準（放課後児童支援員（＝有資格者）は支援の単位当たり2名以上、うち1名を除いて補助員をもってこれに代えることができる）を変更しないでください。

指導員の処遇改善について

学童保育の指導員という、これだけ専門性と責任が求められる仕事を担う人材を最低賃金水準で求めること自体がそもそも労働市場の原理を無視した無茶な話であり、そのような処遇では指導員不足に陥るのは当然です。国が用意しているキャリアアップ処遇改善事業はもちろん、堺市独自の

施策により今すぐ指導員の給与アップを図り、生活給の保障を図らなければ指導員不足は根本的に解決しません。

指導員が集まらない原因の大きなものとして不安定な雇用環境があります。学童保育の指導員として働きたいという意欲を持つ人がいても、プロポーザル方式により3年という短い期間で運営事業者が変わってしまう状況では、将来に不安を感じ堺市で指導員をしようとは思えません。

また、そのプロポーザル方式による事業者選定に伴い、私たちが当初から懸念していたように、著しく混乱したルームがありました。この件について、今でもまだその影響があることを認めるとともに、一部の事例として切り捨てるのではなく、全ての学童保育利用児童の問題と認識してください。現在の堺の学童保育はこれまでの指導員・保護者の想いと実践の積み重ねにより築かれてきたものであり、これこそが堺の財産です。壊すのは一瞬ですが、作り直すには膨大な時間を要します。堺の学童保育を守っていくためにもプロポーザル方式の事業者選定を廃止し、指導員が安心して働き続けられる環境を整備しなければなりません。廃止に時間を要するのであれば、それまでの間、指導員が安定して働けるよう仕様書において指導員が継続的に雇用されるよう工夫すべきです。

待機児童について

現在、来年度のルーム利用申し込み世帯への承認通知の送付作業をされている時期と思われますが、毎年、定員ぎりぎりのルームでは保護者は待機児童となる心配をし続けなければなりません。「子育てのまち堺」として保護者の就労環境を保障するため待機児童は絶対に出さないでください。一方で、待機児童をださないために、現実には利用が困難な共用教室を確保し、事実上の詰め込みを行うのではなく、条例を遵守し支援の単位毎に教室を確保することで希望するすべての児童を受け入れてください。

「子どもの最善の利益」を守り、子ども達にとって真に豊かで安全な放課後を実現するため、山積する課題の中から、今最優先である以下の項目について陳情いたします。

<陳情事項>

1. 指導員配置に関する「従うべき基準」を堅持するよう、地方自治法第99条に基づき国及び関係機関に対して意見書を提出してください。

文教委員会審査分

2. 指導員配置に関する国の基準緩和に追従せず、「子育てのまち堺」として堺市は現行の基準を維持し続けてください。
3. 指導員不足の原因は指導員の劣悪な処遇にあります。国のキャリアアップ処遇改善事業を活用するとともに、堺市独自の処遇改善策を実施してください。

4. 子ども達に継続した保育を保障するため、プロポーザル方式による事業者選定の仕様書に、希望する指導員の継続雇用について明記してください。
5. のびのびルームにおいては学童保育事業に関する省令、運営指針及び本市条例を遵守した上で、絶対に待機児童を出さないでください。

受理年月日 平成31年1月28日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区
藤 村 光 治

<陳情事項>

議会運営委員会審査分

1. 議員定数について、議員は議会の責務を果たすために必要とされて選出される。議員1人当りの人口格差にも十分に配慮するとされています（堺市条例）。市政の現状及び市民生活など社会情勢等の変化を踏まえ、堺市は堺区の議員定数を1人増やし、南区を1人少なくしました。約1,000人の選挙民の違いで堺区と南区に格差が生じました。

議員1年間1,400万円。年間5,600万円。4年間です。まず議員報酬について議員が身を切る改革を進めてください。大阪府は議員報酬は30%カットで26億3,800万円、議員定数21人削りました。18億9,000万円の身を切りました。堺市では百条委員会で、900万円使いました。法的ですみました。身を切ることが大事です。

2. 議員は自身の活動について、市民へ広報を行ってください。

2018年の議会報告会は、高校生みらい議会。市内在学の高校生と意見交換を行い、これからの堺のまちづくり、観光について話しました。2019年は働く人・若い人・子育ての親・女性を対象とした議会報告会をしてください。

3. 議員が行った海外視察について、市民への周知を行ってください。

総務財政委員会審査分

4. 泉北ニュータウンの再生

近畿大学は、三原台の11.8ヘクタールを使い病院の移転計画を進めていますが、そもそも三原台では、府営住宅の一部廃止により3ヘクタール位の剰余地しか無かった筈です。大阪府と堺市は総額が不確定のまま巨額の税金を使い移転用地を確保しようとしています。全てが税金や住環境の悪化という形で市民にしわ寄せがかかろうとしています。

平成26年7月に田園公園の一部を売却する事を明記した三者協定が締結されてからも、3年も

の間、地域住民に何の説明も無く計画が進められて来ました。移転先である三原台校区住民に対しても、全住民を対象とする説明会が行われたのは、平成30年11月17日です。住民参加で行う「まちづくり」という堺市と市民の約束事を反故にした常識では考えられない計画です。

500名の地域住民が参加した三原台校区住民に対する説明会でも、住民の怒りの多くは「堺市は地域住民に何の説明もしないで勝手に計画を決定し進めている」といった内容でしたが、結論として泉ヶ丘プールを含む都市公園を残すべきだという発言が多く出ていた事は、12月6日の泉北コミュニティにも掲載されていますし、市議も参加されていたので議会におかれましても十分に住民の意向は把握して頂いているはずです。

堺市は、住民の意見を真摯に受け止めるべきです！

私たちは、堺市が作成した平成22年の「泉北ニュータウン再生指針」や同23年の「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」にある地域住民と共に考え緑や公園を大切にするという基本理念があったからこそ都市公園周辺に住居を構えています。

泉北ニュータウン再生に取り組んでください。

5. 堺市マスタープランについて、市内人口の増加と堺市経済の発展に関する取り組みを推進してください。
6. 効果的・効率的な行政改革の具体的内容を文書で示してください。
7. 堺市はマイナンバーカードの普及を推進してください。

市民人権委員会審査分

8. 災害時、各区に災害被害について相談・対応を行う窓口を設けてください。
9. すべての人々が社会の一員として自分らしく生きることのできる社会づくりをめざして総合的、あるいは個別的な施策を進めてください。
10. 区民評議会においては、特定の団体に偏らず政治的・宗教的に中立な委員の選出を行ってください。
11. 市民活動の活性化を促進してください。

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小のみならず、深刻な人手不足による経済の疲弊や医療・介護問題、頻発する災害への対応、グローバルな競争との直面といった課題が山積しています。一方地域に目を向けると、自治機能の逡減化やコミュニティ意識の希薄化などといった課題が拍車をかける状況になっています。このような、課題の多様化・複雑化により、従来のような行政中心の取り組みだけでは、さまざまな面に対応に限界が見られるようになってきました。

また、これらの課題に対応していくため、まずは全ての人々の間でこれらの状況を認識・共有したうえで、地域の特性に応じた取り組みを進めていくことが求められています。そのため

には、支援する・支援されるといった一方的な関係や他者への依存ではなく、互いに支え合い、多様な主体による有機的な結び付きを構築し、共に課題を解決していくという共助が必要不可欠となってきました。

このような状況のもと、市民活動団体がその帰属する社会や地域に対して自発的に関わっていきこうという市民活動が活発化しており、その主な担い手であるNPO法人、ボランティア団体、地縁組織をはじめとした市民活動団体だけでなく、行政はもとより企業、地域金融機関、大学といったさまざまな主体と、ひいては市民一人ひとりが市民活動を活性化させる当事者であるという意識を共有する必要が生まれてきています。

健康福祉委員会審査分

12. 堺市は大阪府の後期高齢者医療広域連合になりました。

- (1) 保険料の決め方
- (2) 保険料の軽減が受けられる場合
- (3) 保険料の算定方法
- (4) 保険料の納め方
- (5) 保険料の減免と徴収猶予

について市民に説明してください。

13. 共同作業所で、いじめ・体罰が多いため、なくしてください。

共同作業所が、通所している障害者に政治的な行為をさせている場合、適宜指導を行ってください。

14. 子どもの健全育成に向けた取り組みを進めてください。

産業環境委員会審査分

15. 国際交流センターを堺東に拵えてください。

大阪市でサミット、東京でオリンピック、大阪万博・カジノ、堺市世界遺産、又外国人の労働などで国際的な交流があります。国際交流を進めてください。

16. スポーツ施策を進めてください。東京でオリンピック、堺市民オリンピック、KIX泉州国際マラソン、スポーツに係る国際交流事業及び都市事業につながります。又市民の健康増進になります。原池の野球場（6,000人）、大浜体育館、南区の泉ヶ丘公園（若松台・竹城台）体育館を拵えてください。

17. 産業振興における、堺市の成長戦略を進めてください。

- (1) 堺市産業振興「アクションプラン」の成果を市民に知らせてください。
- (2) 就労支援の取り組みと成果を市民に知らせてください。

18. 東西道路泉北二号線（かつらぎ線）2.6kmで、南区は便利になりました。農道の整備をこれからも進めてください。

建設委員会審査分

19. 都心や中心市街地の交通整備（東西鉄道）を推進してください。
20. 原山公園のプールは2ヶ月だけ利用されるものではなく、1年を通して利用できるものとなるようにしてください。
21. 都市公園（三原公園・田園公園）の売却は法律違反であり、堺市は今すぐやめてください。（代わりの公園が有るなら知らせてください。）

文教委員会審査分

22. 小中一貫教育を推進してください。子どもの育ちと学びの連続性を重視した「つながる教育」を実現するため、子どもの発達課題をふまえた義務教育9年間の一貫した教育の推進は総合的な学力の育成になります。
- (1) 小中共通の教育目標を設定し、その目標達成や生徒指導の確立に向け、義務教育9年間を見通した学習指導体制を構築してください。
- (2) 小中学校を結ぶ取り組みのコーディネートをを行う教員を全中学校に配置し、学習指導や生徒指導体制の確立を進めてください。
23. 学校の大規模災害（台風21号・北部地震）発生時の対応マニュアルを準備して家庭や生徒に知らせてください。又学校に1日分の水・食糧を確保してください。又学校に防災用品をそろえてください。

受理年月日 平成31年1月22日

行政にかかる諸問題について

陳 情 者 堺市南区

新日本婦人の会 泉北ニュータウン支部

支部長代理 長 澤 加代子

陳情の内容

私たち新日本婦人の会泉北ニュータウン支部は、母と子の幸せを願って日々活動しています。市民のくらしは、収入減、増税、物価高騰、労働条件の悪化により、ますます大変になってきています。

日本国憲法に基づいた一人ひとりを大切にする地方自治を進めて頂きたい、次のことを陳情します。

＜陳情事項＞

総務財政委員会審査分

1. IR誘致についての各方面の動向を注視していくとあります。

国の「基本方針」、自治体の「実施方針」等が、策定公表されるまでに、カジノ誘致に積極的な大阪府に対して、堺市としてカジノ誘致反対を表明してください。

市民人権委員会審査分

2. 「非核平和都市宣言」決議の市として、堺市独自の取り組みをより一層すすめられるようお願いいたします。核兵器のない世界をめざし、平和への思いを育み、語り継ぐ取り組みをされている団体への後援や協力を引き続きお願いいたします。

特に2016年4月から世界的に取り組まれている「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」推進にご協力をお願いします。

3. 堺市民の80%以上がマイナンバーカードを持っていない状況で、マイナンバーカードを持たない（持ちたくない）市民が利用できる「証明書自動交付機」の廃止は大変困ります。今まで通りの時間帯で証明書を取得できるようにしてください。

文教委員会審査分

4. 小・中学校の理科室・家庭科室および、避難所の役割を併せ持つ体育館への空調設置を早期に実施してください。
5. 南図書館梅分館、美木多分館の利用できる時間を他の図書館と同様にしてください。早急に検討をお願いします。

受理年月日 平成31年1月28日

近畿大学医学部附属病院について

陳 情 者 堺市南区
泉ヶ丘プール地を残す有志の会
代表 前 川 賢 司

近畿大学医学部及び附属病院の移転について
―「都市公園を残して」という住民の声は無視！―

陳情の内容

近畿大学医学部及び附属病院の移転については、今日まで幾度も陳情書を提出し回答を頂いていると共に、地域に対する説明会においても地域住民の疑問や要望に対して堺市の見解を明らかにされていますが、残念ながら地域住民の「都市公園は売却しないで欲しい」という強い要望は聞き入れられず、疑問点についても全く解消されず日を追う毎に地域住民の怒りは増しています。

近大病院の移転につきましては「医療行政の公平性といった観点から近大病院は二次医療圏を越えて移転出来るのか」、「都市公園周辺住民に対し何の説明も無く公園の売却が決定されたのは何故か」という点が、私達には未だ理解し難い問題になっています。

特に、住民に何の説明もなく都市公園の売却が決定された事につきましては、住民と共にという「まちづくり」の大原則が無視され、結果として公園周辺住民の住環境に多大な影響を及ぼす事から看過出来るものではありません。

堺市は、地域住民の声を謙虚に受け止めるべきです。市民に寄り添い住民と共に「まちづくり」を行って行くという基本に立ち返るべきです。行政は、近大病院のためだけにあるのではなく、広く市民のために存在するものです。

今回、この計画がこのまま推進されて都市公園が有償譲渡された場合は、第三者の客観的な判断を求める所存であり、「訴訟も辞さない！」という声は確実に地域に広がっています。

<陳情事項>

総務財政委員会審査分

1. 「田園公園等の一部を有償譲渡する」という内容の三者協定（平成26年7月）締結前に公園周辺住民になぜ説明がなかったのか？そして協定締結後3年もの間、なぜ地域住民に説明がなかったのか？との住民からの質問に対し堺市は「三者協定は、基本的事項を定めたものであり、本協定以降、具体的な検討、協議を開始した。」「その後に検討、協議を行い、検討案を整理した上で住民に説明し、意見を頂くとしていた。」「その後、検討案が出来たので説明会等を開催した。」と回答しています。

大阪府知事、近畿大学理事長、堺市長の三者が記名し公印を押した「基本協定書」の内容が、まるで決定事項でないかのような回答です。

しかし、現実には地域住民の「都市公園は売らないで！」という声は全く無視をされ、「基本協定書」の内容通りの計画が進められています。

平成29年8月19日（ガーデンハウスエスタシオン）及び同年8月20日（ウィズグラン泉ヶ丘）で開催された堺市主催の住民説明会で、「なぜ三者協定前に住民説明がなかったのか」という地域住民の疑問に対し「地域に対する説明が遅れた事については素直にお詫び申し上げる」という謝罪の言葉がありましたが、平成30年11月の三原台校区全体での説明会では、謝罪の言葉は一切ありませんでした。

マンション等の公園周辺地域での説明会と、三原台校区全体に対する説明会では対応が違うのはなぜか？謝罪の言葉は本意では無かったのか？

場所によって発言内容が違う事の明確な説明を求めます。

2. 一旦、民間の所有となった土地は、将来の住環境が保障されません。近大病院が現在地の大阪狭山市から移転する事について、大阪狭山市に何の相談も行っていない事からも地域住民は将来の転売による住環境悪化を懸念しています。

高倉台西小学校の跡地が、地域住民の強い要望により定期借地権付きの契約になった事を考えると、田園公園（都市公園）等の堺市から近畿大学への売却は余りにも無責任な政策と言わざるを得ません。高倉台西小学校跡地と都市公園という同じ市有地の活用ですが、高倉台地域住民の要望は聞き入れるが三原台地域住民の要望は無視というのは到底理解出来ません。一旦、私有地となった地域が、将来において転売されるような事にでもなれば地域の住環境は確実に悪化します。

堺市は、公有地の活用について売却から「定期借地」とする事で、市民の資産が安易に民間に移ってしまう事を防ぐと共に、将来においても泉ヶ丘地域の豊かな「まちづくり」の権限を確保すべきです。

財務省の方針も国有地の活用は、売却から貸し出しに軸足が移ろうとしています。

堺市の考え方を明らかにして頂きたい。

建設委員会審査分

3. 厚生労働省の堺での800床増床の同意、大阪府の病院新設許可、堺市都市計画審議会（堺市都計審）の承認がなされていない現時点において、大阪府の三原台第1住宅の建て替えを始め、堺市が行っている泉ヶ丘プール移転、田園公園等の地質調査（ボーリング）が既に実施されています。

泉ヶ丘プールの移転については、平成27年3月24日の庁議で建設局長が「今回の泉ヶ丘プール移転の検討に至ったのは、平成26年7月16日に“泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定”を締結したことによるもの」と明言しています。

なぜ、堺市都市計画審議会承認される前にプール移転に向けての予算が執行されているのか、予算（税金）執行の時期について疑問がありますので、明確な回答を求めます。

併せて、本年1月からの「地質調査」については、「泉ヶ丘プール移転予算の執行」と同様に、厚労省の同意→大阪府の病院建設許可→堺市都市計画審議会の承認後に行うのが本来の手順ですが、近大病院の移転が各機関で承認（同意・許可）されているかのように政策が進められています。

加えて、地質調査については、地域住民から「近畿大学は、森友学園問題と同じように地中からゴミが出てきた、地盤が弱いとか言って譲渡価格の値下げを求めて来る。」といった懸念の声も出ています。特に地質調査については、昨年10月に堺市が実施したボーリング調査で、泉ヶ丘プール地において緊急車両が出動するガス管破裂事故が発生しています。堺市は、「図面上ガス管が通っていない場所を掘っていた」としている事からも都市公園を使いながらのボーリング調査は、地域住民の安全を犠牲にするものです。併せて、今年の1月26日には、地質（ボーリング）調査のフェンスが倒れ緑道をふさぐ事故が発生しています。

危機管理という観点からも公園を使いながらのボーリング調査は即刻止めるべきです。公園で遊ぶ子ども達と、通行する地域住民の命を危険にさらしています。

堺市の明確な回答を求めます。

受理年月日 平成31年1月28日

受動喫煙防止条例の制定について

陳 情 者 堺市南区

NPO法人 子どもに無煙環境を推進協議会

代表理事 野 上 浩 志

東京都新宿区

一般社団法人 日本禁煙学会

理事長 作 田 学

全面禁煙の「受動喫煙防止条例」の早期の制定を進めてください

陳情の内容

謹啓健康づくり及び健康寿命の延伸の重点施策として、喫煙・受動喫煙・COPD対策等を進めるために、標記の条例制定を早期に進めてくださるよう、関連事項も含め要望・提案いたします。

＜陳情事項＞

1. 改正健康増進法の受動喫煙防止規定や東京都受動喫煙防止条例を超える、「受動喫煙防止条例」の早期の制定をよろしくお願いします。

第一ステップとして、東京都や千葉市と同じく、従業員を雇用している場合には、例外なく禁煙を義務づけるべきです。東京都や千葉市で出来るのですから、御地でも出来るはずです。

従業員のいない飲食店にあっては、経過措置として、当面禁煙の努力義務を課し、3年後に義務化を定めるのが望ましいかと思えます。

（大阪府でも条例制定の検討が進められており、2025年大阪万博の重点レガシーとして、上記を本会からも提案しているところです）

店舗面積が100平方メートル以下の飲食店が喫煙可のままでは、煙を避ける客の多くがこれら以外の禁煙店に流れることにより、喫煙可の飲食店はやがて経営困難に陥ることでしょう。

またこれら小規模飲食店に喫煙客が多く来ることにより、従業員も非喫煙の客も、より高濃度の受動喫煙の危害に出合うことになります。健康政策上これは許されません。

改正健康増進法では、大都市では70～80%は喫煙可能になると推計されており、客も従業員も多くが受動喫煙の危害から守られません。

衆参の厚生労働委員会の附帯決議で「FCTC枠組み条約が求めている『喫煙室のない屋内完全禁煙』実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。」などが盛り込まれたが、見直しの5年後まで、国民・市民住民の84%以上もの非喫煙者の受動喫煙の危害が放置され続けます。

国際社会も、国も、改正健康増進法の5年後の見直しまでに、例外無き全面禁煙の方向に進んでいるでしょう。

全ての飲食店の禁煙を定めれば、禁煙による利用客の減少懸念は無くなり、かえって家族連れなど客は増えるでしょうし、経営のマイナスにならないと多く報告されており、経過・猶予措置を含め、全面禁煙の方向を明確に規定すべきです。

(バーなどは当面除外して3年後の見直し時期に検討することにすれば良いのでは)

2. 条例制定と並行して、小規模店や個人経営店にあっては、全面禁煙への改装費・撤去費などの助成制度を設けてください。

(喫煙室や屋外喫煙所を設ける場合の助成制度は、間違っても設けるべきではありません)

受動喫煙の危害を抜本的に改善するためには、「喫煙専用室」などを設けるよりも、店内を全面禁煙とする方が、改装費・撤去費などはかかるとしても、「喫煙専用室」に比べ設備費やメンテナンス費用などは皆無で、スペースもいらず、かつ煙の漏れは無いので、健康的ですし、ばるかに経済的でエコでもあります。

これまで喫煙可であった飲食店にあっては、喫煙及び受動喫煙によるタールや有害物が、壁・天井・床・設備など店内全てに付着し、染み込んでいて、店内禁煙となっても、これら臭いや有害物が発散し、放出され続けます(三次喫煙といわれています)。

従って空気の美味しい禁煙飲食店とするためには、喫煙室の撤去費用を含め、少なくない改装費や設備費が必要とされます。

例えば一例として、千葉市では2018年9月補正予算でそのような制度が設けられました。

<http://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/hisho/hodo/documents/180903-1-3.pdf>

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/kikaku/30jigyousyasien.html>

屋内禁煙化への助成

対象施設 既存小規模飲食店(客席面積100m²以下かつ資本金5千万円以下)

対象経費 喫煙室の撤去等に要する経費

補助率 9/10(上限10万円)

鳥取県でも、既存の小規模飲食店が全面禁煙に切り替える場合、改装費の一部を助成する制度が可決されました。

http://db.pref.tottori.jp/yosan/30Yosan_Koukai.nsf/55083148a0850f7d492578e60018079f/4938db0a021cc98f492582fe002c6830?OpenDocument

施設の禁煙化支援

施設の全面禁煙のための施設改装

(壁紙の改装、カーテンの交換、喫煙室の撤去等)を行う費用の一部を助成する。

事業費の2/3又は10万円まで(総予算2,000千円)

小規模飲食店などが全面禁煙とした場合に、その改装費・撤去費などの助成、及び税額控除について、税制改正大綱に盛り込むことを含め、国会として国及び与党に要請しているところ
です。

3. 子ども、妊婦、健康弱者の方々を受動喫煙の危害から守るために、条例にその具体的項目として、家庭や自家用車などでも、子どもや妊婦などを受動喫煙の危害から守るための規定を盛り込むべきです。

東京都子どもを受動喫煙から守る条例では以下が規定されています(努力義務ですが)。

家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない

受動喫煙の対策を講じていない施設や喫煙専用室に子どもを立ち入らせない

子どもが同乗する自動車内で喫煙しない

また現在見直し中の兵庫県受動喫煙防止条例では、「子どもがいれば私的空間も禁煙」が有識者委員会で提言されています。(家や自家用車など。公園を全面禁煙とする。喫煙が可能な飲食店に子どもを同伴することを禁止し、違反には罰則を科すなども。)

遊園地、動物園、遊泳場、屋外スポーツ施設、スタジアムなども禁煙とされるべきです。

4. 喫煙者の禁煙治療の助成も、少なくない自治体で予算化されているので、御地でも願います。

(都道府県及び区市町村予算で)

特に、子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のために、例えば東京都豊島区、港区、千葉市などでは、禁煙外来治療費助成事業の施策例があります。

(喫煙妊婦や喫煙未成年者の禁煙支援や治療費助成も望まれるところですが)

豊島区 <http://www.city.toshima.lg.jp/211/kenko/kenko/tabako/1805141232.html>

東京都港区 <http://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukuri/kenko/kenko/kenkozukuri/kinen/kinengairai.html>

千葉市 <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkou/shien/kinnenn.html>

東京都は、将来的な喫煙率を下げ、都民の健康増進を図る目的で、区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組みを支援し、半額を補助する制度を2018年度に創設しています。

5. 新型タバコ(加熱式タバコなど)も紙巻きタバコと同様な規制対象とすべきです。

これらにも、タバコとしての警告表示が義務づけられています。

タバコメーカーは、新型は、受動喫煙の危害を殆ど及ぼさないかのような主張をしていますが、既に多くの報告があるように、副流ペーパーや呼出息は受動喫煙としての危害を及ぼすことは明らかにされています。

兵庫県及び神奈川県を受動喫煙防止条例で「火を使わない加熱式のたばこは、製造たばこに分類されるもので、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、本条例の規制対象となります。」とされています。

愛知県豊橋市を受動喫煙防止条例案などでも同様に規制される案となっています。

「改正法より厳格基準 愛知県豊橋市を受動喫煙防止条例案、加熱式たばこも「有害」」

<https://notobacco.jp/pslaw/chunichi181120.html>

受理年月日 平成30年12月10日

国民健康保険制度について

陳 情 者 堺市堺区
堺市内民商連絡会
代表 奥 野 昭 文
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会
美原狭山民主商工会

府民への負担を増やす国保府内統一化に反対し、大阪府による保険料増額等に対策を求める要望書

陳情の内容

貴自治体におかれましては、日頃より住民福祉の増進のためにご尽力頂き、心より感謝申し上げます。また、府民市民へメリットの無い、大阪府による国保統一化問題に関しても、堺市民の立場に立った対応、主張を貫かれている事に深く敬意を表します。

さて、大阪府は、今年度から国保府内統一化を推進していますが、先日発表された2019年度の統一保険料率（本算定）では、激変緩和後の府内平均値・前年比で1人あたり保険料が9,845円＝7.8%増という、目を疑う、数値を発表しました。激増の算定は、堺市の数値でもほぼ同じ水準で出されており、到底、看過できるものではありません。1988年から2016年までの28年間で大阪府の国保加入者の所得に占める国保料負担の割合は8.0%から17.1%へと2倍以上になり、これ以上の負担はとも耐えられません。国と自治体は「加入者の所得は低いのに保険料が一番高い」という国保の構造的問題の解決に全力で取り組むべきです。

大阪府が前のめりになる統一化は、「法定外繰り入れの解消」を謳い市町村に号令をかけています。これに唯々諾々と従えば、保険料の値上げのみならず、住民の要求でつくった国保料の減免や一部負担金減免などの制度はつぶされてしまいます。大阪府による無慈悲な保険料算定と、国保料が払えない金額になる、そもそもの構造的問題の両方に対し、堺市が弱者の立場に立った手立てを取られる事を求め、以下の要望を致します。

＜陳情事項＞

1. 大阪府に「国保府内統一化」の中止をこれからも求め続ける事。
2. 堺市として任意繰り入れを増額し、国保料を払える水準に引き下げる事。
来年度の保険料が大幅増とならないように対処する事。
3. 低所得者や子育て世帯などへの保険料や一部負担金の減免制度を拡充する事。
4. 国税徴収法の納税緩和制度を遵守し、滞納者の権利保護に努める事。
5. 国庫負担を以前の医療費の45%に戻すよう国に強く求める事。
6. 台風21号で一部損壊以上の被害に遭った世帯へ、さかのぼって保険料を減免する事。

受理年月日 平成31年1月28日

天神公園について

陳 情 者 堺市東区

萩天広場を愛する会

3人代表 瀧 尻 敏 彦

堺市東区

宅 哲

堺市東区

渡 辺 貴美江 他 297 名

天神公園を防災公園に、また計画を見直し西方に拡張することについて

陳情の内容

1. 天神公園の具体の計画が策定されているとかがいますが、地球温暖化で各地で未曾有の災害が頻発しています。また、地質学者たちは地震活動期に入ったと警告します。昨年9月4日、大阪を襲った台風21号は、関西空港の休止、大規模な停電、建物倒壊破損や農業被害など、改めて天災の恐ろしさを肌身に感じました。

安全、安心のまちづくりの今日的緊急課題として、鳳公園のような防災機能を備えた公園にしてください。

2. 東区は、1人あたり公園面積が最低です。区を中心である区役所にも近い当公園は、買収することが非現実的な萩原神社や、今池を現在のまま残すとすれば、有効面積が約7ヘクタールのうち約1ヘクタールと、地区公園として著しく狭いものとなります。

計画を見直し、萩原神社西方の新池、坊ヶ池、灰原池を含む区域に拡張してください。

この歴史ある3池は景観が美しくオシドリやカワセミが飛来し、希少なウナギやスッポンも棲息しています。また、子どもたちがエビガニやジャコ取りに興じることができる水路があります。

この素晴らしい環境を保全する意味でも新たに公園区域に入れてください。

3. 今池、新池、坊ヶ池、灰原池にバリアフリーの周遊歩道を設け、区民の憩いの場、また健康

作りのウォーキングの場として整備してください。

4. 私たちは約8年前から公園予定地を開放していただき、除草や土を入れての地ならし、日常の清掃管理などを行い、ドッグランや子どもたちの遊び場として多目的に利用してまいりました。

公園設計においても、この多目的なスペースを確保するとともにトイレ、給水、照明設備等を充実させてください。

以上、署名を添えて陳情します。

<陳情事項>

1. 天神公園を防災公園に。
2. 計画を見直し西方に拡張を。
3. ため池に周遊歩道を。
4. ドッグランや子どもたちの遊び場となる多目的なスペースの確保を。

受理年月日 平成31年1月28日

駅利用者の安全対策について

陳 情 者 堺市北区

住みよい堺市をつくる会北区地域連絡会

代表 原 圭 治

千 田 勝 夫 他 628 名

「JR阪和線・百舌鳥駅のホームドア設置・駅係員常駐の復活を」求める要望書

陳情の内容

貴職におかれましては堺市民の安全・安心のため全力をあげていただいておりますことに心から敬意を表します。

JR阪和線・百舌鳥駅は、2007年からインターホンで対応するだけでホームでの駅員は常駐しておりません。

- ① 百舌鳥駅周辺には障がい者施設や特別支援学校が数校あり、障がいを持っておられる方々もたくさん利用されています。また駅はカーブしており、見通しも悪く、転落しても退避できない構造になっています。これまでも転落事故が起きています。堺市はホームドア設置をJR西日本旅客鉄道株式会社に強く要望していただいておりますが、会社は「乗降10万人以上の駅とホームからの転落事象や列車との接触事象が多い駅を優先して整備します」とし、百舌鳥駅には今のところ設置する予定はないとの回答です。

百舌鳥駅は会社がいう「転落・接触」の危険性が高い駅で、乗降客の生命にかかわる問題です。乗降の多い・少ないで判断してはなりません。安全・安心のためにもホームドア設置とともに駅係員による危険防止、素早い対応が必要です。駅係員の常駐を求めるものです。

- ② 百舌鳥駅は、百舌鳥古墳群の「玄関口」です。世界遺産関連で国内外から観光のための乗客が増加することが予想されます。現状の時間帯駅係員無配置ではせっかく来ていただいても十分な「おもてなし」ができません。堺市もJR会社は無配置解消を申し入れてきましたが、「駅係員の不在時間を変更する計画はない」との回答です。観光客へのきめの細かい対応するうえでも駅係員の常駐が強く求められています。

JR阪和線百舌鳥駅の安全性・利便性を高めるために次の項目をJR西日本旅客鉄道株式会社に強く働きかけるとともに堺市としても積極的な施策を講じていただくことを要望いたします。

＜陳情事項＞

1. ホームドア設置にあたっては百舌鳥駅のように転落・接触の危険性の高い駅に優先的に速やかに設置すること。
2. 百舌鳥駅での事故を未然に防ぎ、事故発生の際の素早い対応や、乗客へのきめの細かい対応を行うためにも駅係員配置を復活し、常駐すること。安全確保要員を配置すること。

受理年月日 平成31年1月28日

教育環境の整備について

陳 情 者 堺市北区

堺市立金岡小学校保護者 窪 田 委 弘

金岡小学校校舎建築工事について

陳情の内容

地中障害物によって当初計画から大幅に工期が延長となった金岡小学校校舎建築工事、児童は大きな制限を受けた学校生活となっています。ついては、これ以上の遅延は絶対に回避し、新6年生（現5年生）に最後の学期だけでも新校舎で学ばせてあげてください。

金岡小学校は現在、南校舎建築工事中です。当初は2019年3月15日の工期でしたが、掘削工事中に地中障害物が確認され、その撤去及び地盤改良工事のため、工期が2019年11月30日と大幅に延長となりました。

金岡小学校は堺市内有数のマンモス校であり、このような工事がなくとも運動場の利用制限など、児童にとって十分な環境が確保されているとは言い難い状況でしたが、工事期間中は加えて、プールの授業が実施できない、自校で体育大会が実施できず午前中のみの開催となる等、大きな制約を受けております。

このように児童の学校生活への影響を考えると、工期の延長など本来はあってはならないことであり、地中障害物は学校設備であった浄化槽、事前に確認できなかったこと等、未だ一部の不信感が拭えない中、更に延長した工期までもが遅延気味との情報があります。

工事業者は、労働者不足や資材不足を持ち出しているようで、昨年は台風災害や地震があり、言い分に理解できる部分もあるにしろ、堺市が発注している他の工事でも同じような状況であれば理由として成り立ちますが、全ての現場がそのような状況にはないとのことであれば、理由としては成り立たず、契約を締結している以上、理由なき遅延は認められないはずです。

言うまでもなく学校運営は年度単位、学期単位です。11月30日の完成では在校中、大きな制限を受けてきた新6年生（現5年生）は、何とか最後の学期に新校舎で学ぶことが可能であり、学校側もそのような方針であると聞いています。しかし、仮に1月でも遅延してしまえば、長期休暇中しか

引っ越しができないため、使用開始が新学期からとなり、新6年生（現5年生）は在校中、大きな制限だけを受け続け、新校舎で学ぶことなく卒業となってしまいます。

校舎建築工事が進む中、新校舎の完成を楽しみにしている児童もいますし、金岡小学校は今後も工事が継続します。ひとつの遅延は、今後の計画等に大きな影響を及ぼし、それが児童への影響へとつながります。

学校生活における児童の安全は確保しつつ、一方でどのような策を講じてでも、これ以上の工事の遅延は回避していただきたく、可能かつ必要なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

受理年月日 平成31年1月23日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

百舌鳥小学校のびのびルーム保護者会

代表 堰 口 良 太

百舌鳥小学校のびのびルームにおける超過密・指導員不足をはじめとした諸問題について

陳情の内容

百舌鳥小学校のびのびルームにおける過密及び指導員不足の問題については、これまで幾度となく堺市議会へ陳情を行い、その解決をお願いしてきました。その度に議会から当局に善処が要望されていますが、過密については百舌鳥小学校の校舎の増改築まで解決を先送り、指導員不足の問題については何も解決策がないままとなっています。

その間、利用者数は増え続け、平成30年度当初は昨対比115%、20人以上増加して190人を超える人数となりました。支援の単位も1つ増え5つとなりました。しかしながら、専用教室の数は依然として2教室のままで、利用者数増加に対しては荷物も置いておけない共用教室での対応となっています。子どもたちは全員その2教室に属しており、40人定員の教室に90人以上の子どもたちが詰め込まれるという異常な状況になっています。

指導員不足についても、平成29年度は開設日293日のうち不足している日が151日（約51%）という極めて異常な状況でしたが、平成30年度は改善するどころかさらに悪化し、10月末までの開設日171日のうち不足している日が127日（約74%）となってしまっています。

「子育て日本一のまち堺」の実現には放課後児童対策事業の充実が不可欠です。とりわけ北区は市内でも唯一人口が増えている行政区であり、他区と比べてもより子育て対策の充実が求められているはずです。しかしながら、北区ののびのびルーム、とりわけ百舌鳥小学校のびのびルームにおいては、面積基準においても、指導員配置においても条例違反の疑いが強いです。2月定例会は予算審議が行われる一年の中でもとりわけ重要な議会です。以下の切実な要望をご理解いただき、当局に対し一層厳しい目を向けていただき、子ども達そして保護者が安心できるのびのびルームを実現いただきますようお願いいたします。

<陳情事項>

1. 共用教室と支援の単位ごとの運営について

- (1) 平成30年9月12日審査の陳情第63号及び陳述（以下、「9月陳情」と言う）に対する当局の回答では、「共用教室をどのように使用されるかはルームの判断によるところ」「確保した共用教室を出席人数に応じて使用するよう指導・助言を行ってきた」とのこと。また平成30年6月19日審査の陳情第42号及び陳述（以下、「6月陳情」と言う）に対する当局の回答では、平成29年度中、確保されていた4部屋のうち一日に最大3部屋しか使用しなかったとのこと。厚生労働省、大阪府に確認したところ放課後児童クラブ（堺市でいうのびのびルームのこと）は支援の単位ごとの運営が想定されており、出席人数に応じて使用教室を増減させ、恒常的に用意された4部屋のうちの2部屋ないし3部屋しか使用していないのであればそれは支援の単位が2ないし3単位と考えられるとのことでした。一方で、平成30年12月13日審査の陳情第88号（以下、「12月陳情」と言う）に対する当局の回答では、「百舌鳥小学校のびのびルームの（中略）平成29年度国庫補助については4単位の申請を行って」いるとのこと。これは厚生労働省及び大阪府の見解と食い違っており、過剰な国庫補助申請がなされているのではないかと疑義を招きかねない状況であると考えます。国庫補助申請の際は支援の単位ごとの申請であると大阪府から聞いていますが、百舌鳥小学校のびのびルームの国庫補助申請においては、各支援の単位ごとの使用教室をどのように報告しているのか確認してください。
- (2) 平成30年度における、生活科ルーム2、少人数教室、会議室のそれぞれの使用日数、及び生活科ルーム2と少人数教室が同時に使用された日数、及び生活科ルーム2と少人数教室、会議室が同時に使用された日数を確認してください。
- (3) 子ども達の荷物を共用教室に常時置いておけるようなのびのびルーム専用の荷物用の鍵付きロッカーを設置するなどして学校側がのびのびルームにより協力しやすい環境を整えることで、共用教室を専用教室のように使用できるようにし、過密を解消するよう求めてください。
- (4) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）第10条第5項には「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」とあり、明確に支援の単位ごとに子どもを支援しなければならないとされています。12月陳情に対する当局の回答では「本市のびのびルームでは、条例に基づき児童数40人に対し2名の指導員を配置することとしており、運営事業者は業務仕様書に基づいて運営し」としているとされており、その業務仕様書には支援の単位ごとの子どもの支援については記載されていません。これについても明確に条例違反であると考えますが、当局の見解を確認してください。

2. 待機児童について

- (1) のびのびルーム・放課後ルームについて、それぞれの来年度の利用申込者数を確認してください。
- (2) のびのびルーム・放課後ルームについて、来年度における活動場所の確保状況を確認してください。
- (3) のびのびルームについて、待機児童を絶対に出さないでください。
- (4) 放課後ルームについては、堺市放課後ルーム事業実施要綱の改正で定員設定方法が見直され、百舌鳥小学校においては定員が60名から79名に増加したことにより昨年度あった待機が解消しました。しかし、のびのびルーム同様、放課後ルームの利用者も年々増えているため、来年度以降も待機児童をださないよう利用場所について学校と必要な調整を行うよう求めています。
- (5) 放課後ルームにおける定員設定方法を確認してください。

3. 指導員不足について

- (1) 平成30年度百舌鳥小学校のびのびルームにおける配慮を要する児童への対応のため追加配置している指導員（以下、「加配指導員」と言う）の月ごとの配置数（実績ではなく定数）を確認してください。
- (2) 平成30年度の百舌鳥小学校のびのびルームにおける開設日、基本配置が不足していた日数とその日付、加配指導員が不足していた日数を確認してください。
- (3) 12月陳情に対する当局の回答によると、指導員配置について当局は、「まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考えており、当該日に出勤している指導員全員でルームを運営して」いるとのこと。これは指導員が不足している日は、配慮を要する児童に指導員を配置せず、あくまで基本配置の指導員が配慮を要する児童への対応も同時に行っていると認識しているという意味か、確認してください。また、情報公開請求で入手した業務日誌からはそのような状況を確認できる記載はありませんでしたが、当局は何を根拠にそのような認識をしているのか確認してください。また、当局が上記の認識を持っているのだとすると、その認識は配慮を要する児童についている指導員がいる現実とはかけ離れています。当局、運営事業者、保護者と協議の場を持つよう求めています。

4. 校舎の増改築とのびのびルーム用の教室確保等について

- (1) 12月陳情に対する当局の回答によるとこの度の校舎の増改築によって、普通教室が24室から3室増えて27室になるとのことですが、百舌鳥小学校における普通教室の必要数の将来予測（少なくとも5年以上先）を確認してください。また、「のびのびルームとして利用するための共用教室」となる教室は普通教室かどうか確認してください。また、普通教室でないとすればどのような教室になるのかあわせて確認してください。

- (2) 新校舎供用開始後に「のびのびルームとして利用するための共用教室」となる教室は専用教室と一体的に利用できる場所に確保するよう要望してください。また、その場所については運営事業者・現場ののびのびルーム主任・保護者と事前協議するよう要望してください。
- (3) 百舌鳥小学校ののびのびルームは平成28年度の一連のテレビ報道により、市長が過密を初めて知ったとして対策を指示されて以降も過密状態は抜本的には解決されていません。また、当時から一貫して新校舎建築まで待つようにとされ、テレビ放送でも当時の教育次長が同様の発言をされました。当時の約束をこの度の校舎増改築で守っていただき、今後過密や待機の心配をしなくてもすむよう、十分な教室数を確保するよう要望してください。また、この機会に「第2期未来をつくる堺教育プラン」にある放課後ルームののびのびルームへの統合を実現し、のびのびルームを6年生までとするよう要望してください。

5. 施設の整備・災害対策について

- (1) のびのびルーム専用門からルームの出入口までの通路には塩ビの柵（水道栓か雨水柵か）が飛び出しています。冬場のお迎え時は電灯がついているとはいえ、特に足元が見えづらく、子どもだけでなく保護者もよく躓いています。校舎改築工事の業者の方がみかねて真砂土を塩ビ柵周辺に埋めてくれましたが、勾配もあり雨ですぐに流れてしまう状況です。けが人が出る前に通路を整備してください。

受理年月日 平成31年1月28日

放課後施策について

陳 情 者 堺市北区

堺市立新金岡小学校のびのびルーム保護者会

会長 東 剛

陳情の内容

平素は、堺市の放課後児童対策事業にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

私たちは、学童保育所（のびのびルーム）へ子どもを預け、働きながら子育てをする保護者です。私たちにとって学童保育所は、保護者が安心して働き、子育てをするために、必要不可欠な場所となっています。

しかし、平成28年に実施された堺市放課後児童対策事業管理運営業務に係る公募プロポーザルでは、利用者や関係者の声も一切聞かず、公募による事業者選定が行われました。

現状でさえ、子どもたちの生活の場にふさわしい施設設備が確保されていないこと、子どもたちの生活や安全に直接責任を負う指導員に関わる勤務・労働条件が十分でないこと、継続的かつ安定した保育が困難な状況となっていることなど、子どもたちの安全で健全な成長が保障されていません。

学童保育事業の拡充は、働く親たちの切実な願いであるだけでなく、のびのびルームの保育や保護者会活動を通し、子ども同士や指導員・保護者と地域とのつながりを深め、地域の子育て支援にも大きな役割を担っています。

プロポーザルによる3年限定の保育や事業費削減のための安上がりな保育ではなく、のびのびルームを守り、発展させることで政令指定都市堺市が「安心して子どもを産み、子育てしやすい町」と実感できるように、「子育て推進都市堺」「自治都市堺」の名に恥じない施策としてください。

私たち保護者会は、堺市の未来の宝である「子ども」たちの健やかな成長と発達、安全で豊かな放課後の生活を保障するために下記の事項について陳情いたします。

＜陳情事項＞

1. プロポーザルによる事業者選定について

前回陳情の回答では『より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております』とありますが、子どもたちにとっての『より良い運営』に必要とされることは、いちばん身近な存在である指導員との継続的な関わりや、放課後の大切な居場所である施設環境の充実であると考えます。事業者が変わることによって、指導員の雇用が不安定になり、その結果、子どもたちとの継続的な関わりができなくなる可能性があります。3年の期間限定であるプロポーザルを取りやめ、堺市が責任をもって、これまでの管理運営の経験を生かし、利用者や関係者、市民の声に耳を傾けることで、より良い事業の実施を推進してください。

2. 指導員の配置について

今年度から実施された利用率による組織数計算方法の変更により、指導員配置が2名減っています。そのため、ルームでの保育環境に大きく影響し、子どもたちの安全が脅かされています。特に、夏休みの期間は利用時間が長いことや、近年増加している異常気象により、子どもたちの安全面を考える上で、現在の指導員配置では十分とは言えません。利用率による無理な指導員配置を取りやめ、子どもたちの安全を第一に考えた指導員配置へと、基準を見直してください。また、新金岡小学校の校庭は面積が広いので、子ども達の遊びの安全を確保するために、施設に見合った指導員配置の見直しをお願いします。

3. 指導員の処遇改善について

毎年増え続けるのびのびルーム入所希望者に対して、指導員不足が深刻な問題となっています。前回陳情の回答では『指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております』とあります。国や大阪府が指導員の処遇改善のための予算を計上していることを踏まえ、堺市としても早急に指導員の処遇改善に向けて予算を計上してください。

4. 設備及び定員問題について

指導員配置が減る一方で、今年度からの利用率による定員設定により、定員が大幅に増加し、現場では、子どもたちの受け入れ体制に混乱が生じています。共用教室については、空調がないため真夏には使用することができず、また、他の教室と離れた場所にあることから、移動時の安全性や保育が円滑に行えないなど、様々な問題があります。新金岡のびのびルームの利用者は近年増加傾向にあり、今後も、現在行われている大規模マンションの新設工事や、府営住宅の建て替え工事に伴い、子育て世帯の増加が見込まれます。入所を希望するすべての子どもたちを安全に受け入れることができるよう、利用率による無理な定員設定を廃止し、共用教室についてもクーラーを設置するなど、十分な設備と体制を整えてください。

5. AEDの設置について

現在、ルームにはAEDが設置されておらず、学校が休校日であれば、ガラスを割って使用しなければならないことになっています。子どもたちや指導員の命を守るため、万が一のとき

に迅速な対応ができるよう、ルームにAEDを設置してください。

6. 負担金について

堺市は大阪府内でも高い負担金（月額：8,000円+おやつ代2,000円）であり、家庭には大きな負担となり、必要であっても利用できない家庭もあります。きょうだい減免制度の導入など、負担の軽減を検討してください。

受理年月日 平成31年1月28日

平成31年 第1回市議会(定例会)陳情書綴

平成31年2月 発行

編集・発行 堺市議会

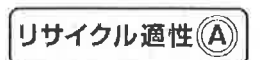
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

印刷 協和印刷株式会社

堺市行政資料番号
1-B2-18-0050



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。